様式第11号(第9条関係)

記載案内

- ・請求書の提出先は、訂正したい個人情報を保有している部署(開示決定等を行った部署)です。______
- ・請求書の受付時には、必ず裏面のとおり本人確認等を行います。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

名張市長

宛て

当該個人情報を保有している部署の属する 機関によって宛先が違います。

• 教育委員会

·選挙管理委員会 ·監查委員 · 公平委員会 · 農業委員会

•消防長

• 固定資産評価審査委員会

氏名

住所又は居所

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づ き、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90日以内に行わなければなりません。 開示実施日から請求日までの日数にご留意ください。 訂正請求に係る保有個人 年 月 情報の開示を受けた日 開示決定通知書の文書番号 年 月 日付 : H 開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (趣旨) 訂正請求の趣旨及び理由 (理由)

裏面に本人確認等のチェック欄がありますので、忘れずにご記入ください。

◆本人確認にあたってのお願い◆ 特に郵送請求や任意代理人請求において、請求の保有個人情報に機微情報が含まれる等、 本人の意思を特に確認する必要があると認める場合、なりすましによる請求を防ぐため、 本人確認書類や、本人の意思確認のための手続きの追加をお願いすることがあります。 ご了承ください。

-(裏面あり)

	・本人による請求 ・法定代理人による記 ・任意代理人による記	→ ア、イ欄 青求 → ア、イ、 青求 → ア、イ、	をチェック ウ、エ欄をチェック ウ、オ欄をチェック	
1 訂正請求者 □	本人 □ 法定代理	里人 □ 任意代	代理人	
2 請求者本人確認書類□ 運転免許証	本人・代理人を問われば原本の	o <mark>ず、必ず請求者の</mark> O提示、郵送であれ	身分証を確認いたしま ばコピーを提出してく	す。 ださい
□ 個人番号カード又 □ 身体障害者手帳	は住民基本台帳カー	ヾ (住所記載のあ	るもの)	
	永住者証明書又は特別	川永住者証明書とる	みなされる外国人登	经最証
	<mark>の身分証をお持ちでない</mark> 張市 市民部 市民相談室			
	請求をする場合には、 する日前30日以内に			
本人・代理人を問わず、		fの住民票の写し(』	原本)を添付してくた	さい。
3 本人の状況等(法定	代理人又は任意代理	(が請求する場合	にのみ記載してくた	ごさ
ν _°)				
□ 5	天成年者(年 文年被後見人 任意代理人委任者	月 日生)	代理人による請求 の場合、「請求す 保有個人情報の本 の情報を記入して ださい。	人」
イ 本人の氏名(ふり	がな)			
ウ 本人の住所又は居	所			
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの)を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □ 戸籍謄本 □ 後見に係る登記事項証明書 原本が必要です。 □ その他 ()				
請求資格確認書類	□ 次のいずれかの書 ①委任者が委任状	署名又は押印をし類 に押印した印鑑に付 が30日以内に作	たものに限ります。 係る印鑑登録証明書 成されたもの)	

◆請求後の流れ◆ ・個人情報の訂正等は、請求から原則30日以内に決定します。